

男鹿市監査委員告示第1号

男鹿市監査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月19日

男鹿市監査委員 鈴木 誠

男鹿市監査委員 吉田 清孝

男鹿市監査基準の一部を改正する告示
男鹿市監査基準(令和2年男鹿市監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(監査等の種類及びそれぞれの目的) 第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2の8第3項又は公企法第34条の規定による監査) 市長の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。 (10)～(14) (略) 2及び3 (略) (倫理規範) 第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に<u>のっとり</u>誠実な態度を保持するものとする。 2～4 (略) (報告の徴収) 第8条 (略) 2 監査委員は、<u>法243条の2第10項</u>の規定により、<u>指定公金事務取扱者</u>に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。 (質の管理) 第10条 監査委員は、本基準に<u>のっとり</u>て、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行</p>	<p>(監査等の種類及びそれぞれの目的) 第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2の2第3項又は公企法第34条の規定による監査) 市長の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。 (10)～(14) (略) 2及び3 (略) (倫理規範) 第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に<u>則り</u>誠実な態度を保持するものとする。 2～4 (略) (報告の徴収) 第8条 (略) 2 監査委員は、<u>法施行令第158条の2第5項</u>の規定により、<u>地方税の収納事務の受託者</u>に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。 (質の管理) 第10条 監査委員は、本基準に<u>則って</u>、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うも</p>

<p>うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(監査委員の合議)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 監査委員は、<u>監査</u> (第4条第1項第1号から第6号<u>までに定める</u>監査に限る。)の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。</p>	<p>のとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(監査委員の合議)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 監査委員は、<u>監査等</u> (第4条第1項第1号から第6号<u>までの</u>監査に限る。)の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。